平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

	平成22年度	「主要な政策」「	こ係る評価	曲書安旨	Ĭ	
政策名	政策6 地域主権型社会	の確立に向けた地方財	才 担当部局、課室名 担当部局、課室名		台財政局財政課	
	源の確保と地方見	財政の健全化		他	他 4課室	
基本目標	地域主権型社会の確	立に向け、地方公共団体	本の安定的な則	す政運営に必	公要となる地方財	
	源を確保するとともに、地	也方財政の健全化を推進	する。			
政策の概要	地方財政計画等の策	定により、地方公共団体	の安定的な財	政運営に必	要な地方財源を	
		公共団体財政健全化法の	り円滑な施行に			
	公営企業等の財政健全 「	化を推進する。 概要			章額:64 百万円 <u>]</u> 関連する	
	主な施策	(主な事業の例)	(百万円)	担当課室	政府方針等	
	地方財政計画等の策	地方財政計画等の策定は		財政課	予算編成の基	
	定	り、地方公共団体の安定的 財政運営に必要な地方財派		交付税課 地方債課	本方針	
		確保する。		HI TANK I LAND		
	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行	地方公共団体財政健全化活円滑な施行により、地方公共		財務調査課	:	
	地方公営企業等の経	体及び地方公営企業等の財	• •	公営企業課	Į.	
11a 177 66 - 11a	営改革の推進	健全化を推進する。	00 ===		01 = ==	
指標等の状	指標等 地方財政計画の規模	19 年度 83 兆 4,014 億円	20 年度 82 兆 5,557	倍田 82	21 年度 2 兆 1,268 億円	
況	(うち地方交付税)	(15 兆 4,061 億円)			兆 8,935 億円)	
	一般財源比率	68.4%		65.3%	63.0%	
	地方債依存度	11.5%	14.3%		16.4%	
	借入金残高 地方債計画の規模	197 兆円			200 兆円	
	地方債計画の規模 12 兆 4,776 億円 14 兆 1,844 億円 15 兆 8,976 億円 ※参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載し			·		
	いる。	TO CHANGE			7 17 2 1140	
政策の実施	【政策の実施状況】					
状況とその		財政計画においては、地				
分析及び総	財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、下記の措置を講じたところ。					
括的な評価	(f) 平成22年度単年度の措置として、平成21年度までと同様、財源不足のうち建設地方債					
	(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんするルール					
	を引き続き適用した。					
	② これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2,168 億円については、次により 完全に補てんした。					
	・ 地方交付税については、平成20年度分の精算による6,596億円の減額を繰り延べるほ					
	か、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円を含め、					
	国の一般会計加算により7兆6,291億円を増額					
	・ 平成22年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還7,812億円を後年度へ繰り延ぶるとは17、交付税特別会計剰会会2,700億円を活用					
	り延べるとともに、交付税特別会計剰余金3,700億円を活用 ・ 臨時財政対策債を7兆7,069億円発行					
	 建設地方債(財源対策債)を1兆700億円増発 					
	③ 上記の結果、平成22年度の地方交付税については、11年ぶりに1.1兆円の増額となる					
	16.9 兆円を確保し、	臨時財政対策債をあわせ	た実質的な地	万交付税を	24.6 兆円確保し	

また、地方公共団体財政健全化法に基づき、平成 20 年度決算に基づく財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画(21 団体)や財政再生計画(1 団体)、地方

た。

公営企業の経営健全化計画(42 団体・53 会計)(以下「財政健全化計画等」という。)が策定された。

【政策の実施状況の分析】

地方財源の確保については、平成 22 年度においては、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等をあわせた一般財源総額を、59.4 兆円(対前年度比+0.6%)確保しており、景気の低迷等により地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税が大幅に減少する中で、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができたことから、政策の有効性が認められる。

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成20年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定され、早期健全化に向けた取組が進展し、地方公共団体及び地方公営企業等の運営の効率化が促進されたことなどから、有効性及び効率性が認められる。

【総括的な評価】

地方財源の確保については、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくという基本理念に基づいて、平成 22 年度の地方財政計画を作成した結果、地方交付税を11 年ぶりに1.1 兆円増額し、16.9 兆円を確保するなどにより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができた。

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、財政健全化計画等を策定することにより、早期健全化に向けた取組が進展した。

行政事業レビューとの 関連

本政策の推進に必要な経費(21 年度 64 百万円)については、行政事業レビューの対象とされ、更なる見直し、改善が必要とされた。

今後の課題 と取組の反 映の方向性

地方財源の確保については、「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保する。

地方財政の健全化については、「財政運営戦略」を踏まえ、地方の行財政改革に積極的に 取り組むとともに、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現するこ とによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。 あわせて、地方公共団体財 政健全化法に基づく財政指標が一定水準以上の団体について、財政健全化計画等の作成 を支援する等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。

その他関連 データ

・平成22年度地方財政の状況(地方財政白書)

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/22data/index.html

•平成22年度地方財政計画

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei02_000026.html

•地方財政関係資料

http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html

・地方財政の借入金残高の状況

http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf

•平成22年度地方債計画

http://www.soumu.go.jp/iken/23254_1.html

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管(政策評価担当)自治財政局財政課

評 価 年 月 平成 22 年 8 月

1 主要な政策の概要

(政策名)

政策6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化

(政策の基本目標)

地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。

(政策の概要)

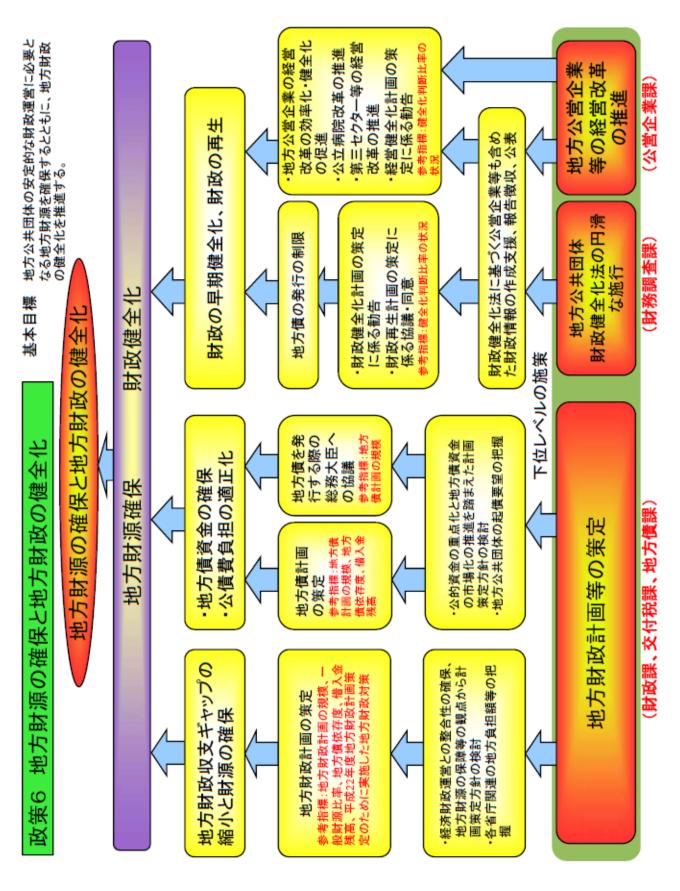
地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の円滑な施行による地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
地方財政計画等の策	地方財政計画等の策定により、	15	財政課	予算編成の基
定	地方公共団体の安定的な財政		交付税課	本方針
	運営に必要な地方財源を確保す		地方債課	
	る。			
地方公共団体財政健	地方公共団体財政健全化法の	21	財務調査課	
全化法の円滑な施行	円滑な施行により、地方公共団			
地方公営企業等の経	体及び地方公営企業等の財政	18	公営企業課	
営改革の推進	健全化を推進する。			

(平成21年度予算額)

【一般会計】

地方財政制度の整備に必要な経費:64 百万円



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税が落ち込む一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、地方財政は平成 22 年度には 18.2 兆円の財源不足となり、地方財政計画の約 22.2%に達する規模となっている。

(2) 関係する内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
予算編成の基本方針	平成 21 年 12 月 15 日	2. 予算編成の基本理念
		――既存の「官」のあり方を問い直す
		(4)「地域主権」
		「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立
		に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要
		なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所
		要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全
		を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復さ
		せていく。等

3 政策の実施状況

<参考指標等の状況>

指標等	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
地方財政計画の規 模	地方公共団体が行う 事務・事業の実施に	83 兆 4,014 億円	82 兆 5,557 億円	82 兆 1, 268 億円
(うち地方交付税)	必要な財源が確保されているか。	(15兆4,061億円)	(15 兆 8,202 億円)	(16 兆 8,935 億円)
一般財源比率	安定的な財政運営に 必要な地方税、地方 交付税などの一般財 源総額が確保されて いるか。	68. 4%	65. 3%	63. 0%
地方債依存度	歳入総額に占める地 方債の割合は適正 か。	11. 5%	14. 3%	16. 4%
借入金残高	借入金残高は適正か。	197 兆円	197 兆円	200 兆円
地方債計画の規模	地方債計画における 所要の地方債資金が 確保されているか。	12 兆 4,776 億円	14 兆 1,844 億円	15 兆 8, 976 億円
平成22年度地方財 政計画策定のため に実施した地方財 政対策	地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保するため、地方の財源不足額について、適切な補てん措置を講じているか。	やすため地方交付 地方が折半して財 適用して、18 兆 2,	3いては、地方が自由 税を 1 兆 733 億円増 源不足を補てんする , 168 億円の財源不足	自額した上で、国と ルールを引き続き とを補てんした。
健全化判断比率の 状況	健全化判断比率等の 状況を踏まえ、地方 公共団体及び地方公 営企業等の財政健全 化が促進されている か。	地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成20年度決算に基づく財政指標の公表を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定された。 【平成21年度末現在の財政健全化計画等の策定団体】1. 財政健全化計画21団体 2. 財政再生計画1団体 3. 経営健全化計画42団体(53会計)		

<平成 21 年度における政策の実施状況>

平成22年度の地方財政計画においては、地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足 見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、下記の措置を講じたところ。

- ① 平成22年度単年度の措置として、平成21年度までと同様、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんするルールを引き続き適用した。
- ② これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2, 168 億円については、次により完全 に補てんした。
 - ・ 地方交付税については、平成 20 年度分の精算による 6,596 億円の減額を繰り延べる ほか、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円を含め、 国の一般会計加算により 7 兆 6,291 億円を増額
 - ・ 平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還 7,812 億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 3,700 億円を活用
 - 臨時財政対策債を7兆7,069億円発行
 - 建設地方債(財源対策債)を1兆700億円増発
- ③ 上記の結果、平成22年度の地方交付税については、11年ぶりに1.1兆円の増額となる16.9 兆円を確保し、臨時財政対策債をあわせた実質的な地方交付税を24.6兆円確保した。

また、地方公共団体財政健全化法に基づき、平成 20 年度決算に基づく財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画(21 団体)や財政再生計画(1 団体)、地方公営企業の経営健全化計画(42 団体・53 会計)(以下「財政健全化計画等」という。)が策定された。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1)政策の実施状況の分析

地方財源の確保については、平成22年度においては、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等をあわせた一般財源総額を、59.4兆円(対前年度比+0.6%)確保しており、景気の低迷等により地方税や地方交付税の原資となる国税5税が大幅に減少する中で、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができたことから、政策の有効性が認められる。

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成20年度 決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健 全化計画等が策定され、早期健全化に向けた取組が進展し、地方公共団体及び地方公営企業等 の運営の効率化が促進されたことなどから、有効性及び効率性が認められる。

(2)総括的な評価

地方財源の確保については、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくという基本理念に基づいて、平成22年度の地方財政計画を作成した結果、地方交付税を11年ぶりに1.1兆円増額し、16.9兆円を確保するなどにより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができた。

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成20年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、財政健全化計画等を策定することにより、早期健全化に向けた取組が進展した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

① 地方財源の確保

地方財源の確保については、「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政 運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成22年度の水準を下 回らないよう確保するよう取り組む。

	方向性の内容		
予算要求	0	取組を継続	
制度	0	地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保する ため、地方の財源不足額について、適切な補てん措置を講じる。	
実施体制	0	従前のとおり	

② 地方財政の健全化

地方財政の健全化については、「財政運営戦略」を踏まえ、地方の行財政改革に積極的に取り組むとともに、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。 あわせて、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標が一定水準以上の団体について、財政健全化計画等の作成を支援する等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。

0 111-01 > ()	27 27 EFRO 27 2 EER (VA) VICE TEE (V V		
	方向性の内容		
予算要求	0	取組を継続	
制度	0	健全化判断比率等の状況を踏まえ、地方公共団体及び地方公営企業 等の財政健全化を促進する。	
実施体制	0		

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保するとともに、地方の行財政改革に積極的に取り組み、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。

6 学識経験を有する者の知見の活用

平成22年度の地方財政計画の策定等に当たっては、地方財政審議会(神野直彦会長)の意見を

聴いたところである。

7 評価を行う過程において使用した資料

・平成22年度地方財政の状況(地方財政白書)

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/22data/index.html

·平成22年度地方財政計画

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei02_000026.html

• 地方財政関係資料

http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html

・ 地方財政の借入金残高の状況

http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf

· 平成 2 2 年度地方債計画

http://www.soumu.go.jp/iken/23254_1.html